

大正末——昭和初期に於ける村政改革闘争(上)

——群馬県〈強戸村争議〉の分析を中心として——

島 袋 善 弘

はじめに

これまで農民運動史研究はもっぱら農民運動実践者による農民組合運動史か、あるいは小作争議の個別事例研究が積重ねられ、農民闘争||小作争議||地主・小作間の小作料と小作地をめぐる闘争としてのみ展開されたために、錯雑した農民諸層の分析は問題にもされなかった。したがってまた、主として小作争議として展開された農民運動のはらむ可能性と展望は十分な検討をされるべくもなかった。

本稿は、従来全くといってよいほど検討されなかった「村政改革闘争」(村政・農会・産業組合等への農民組

合の進出と改革)を、群馬県新田郡強戸村を素材として分析し、それを通じて日本農民運動史の論理を再検討する端初にしようとするものである。

本論に入る前に、農民運動の歴史的展開(小作争議のそれではなくて)について従来の研究を若干検討しておきたい。この点については基本的には次の二つの見解がある。

第一は、金原左門『大正デモクラシーの社会的形成』によって体系化されたものであり、大正期を通じて「自作・自小作上層の政治の場への進出を、権力側が逆手にとりかれらを体制内在化させ」⁽¹⁾大正末期には、農民組合運動の主潮流は「協調主義・体制順応主義↓国家主義の

線で構造化し、一本化していく⁽²⁾とする。

第二は、農民運動史研究会編『日本農民運動史』に示される「単に小作人組合による小作料と土地問題をめぐる運動から小作貧農を中核とした全勤労農民の動員による各種各様な生活要求運動への戦線の拡大」即ち「戦前における反独占運動の萌芽形態」が昭和六年頃から展開されたとするものである。

金原氏の論理は、昭和期の分析を待つべき面も多いが、あえて触れておけば、農民運動の一つの時期区分でしかない大正末期と昭和初期の間に横たわる「断絶」をもって、民主的変革の可能性が喪失したとするのはあまりにも性急に過ぎるのではないかと思われる。民主的変革の可能性という点では、大正末期までに獲得された農民闘争の成果を基礎として新たな動きが始まっていたのである。

後者、農民運動史研究会の見解は注目すべき示唆を含むものではあるが、戦前農民運動史上における「反独占運動」の位置づけは不十分である。

本稿では、以上の研究史を念頭に置きつつ、農民組合の村政諸機関への進出によって、大正期農民運動が昭和

期の運動へどう受けつがれ展開されていくかを、それが自作農・地主諸層へ及ぼす影響を考慮しつつ分析する。

* * *

ここで当面の分析対象である強戸村争議について従来の研究成果を見ておきたい。

青木恵一郎『日本農民運動史』(一九六〇年、日本評論新社)、農民組合史刊行会編『農民組合運動史』は、その殆んどを群馬県内務部『強戸村小作争議の実情』に負っており、分析らしい分析はなされていないので、強戸争議の本格的な研究として一柳茂次「絹業・主蚕地帯の農民運動」(農民運動史研究会編『日本農民運動史』所収)と高崎宗司「大正デモクラシー期の農民運動」(『史潮』一〇三号)について記しておく。一柳氏は「農民の組織的な団結が、日常的な社会関係として定着し」「社会民主主義者須永好の指導のもとに、全村地主体制と農民組織の対抗が深刻な展開を多年にわたって示したものの⁽⁴⁾として強戸争議を評価する。しかしながら、日常的な対抗関係の実体たる村政改革の構造や機能については分析が不十分であるのみならず、それについての評価は

第1表 強戸村における養蚕業の発展

	桑園	養蚕戸数	産額(収繭)	価額
M. 42	町 67.2	—	7,227 ^々	22,414 ^円
T. 11	111.0	戸 439	23,319	175,532
S. 2	177.0	—	29,721	143,636
S. 9	—	680	44,021	193,082

注 M. 42は『群馬県農会村是調査書』T. 11は『強戸村村勢一覽』S. 2は前掲一柳論文 S. 9は『郷土産業特異性について』により作成。

第2表 強戸村の耕地状況

	自作地 (a)	小作地 (b)	小作地率 b/a+b
M. 42	町 264.7	町 206.8	% 43.8
S. 2	187.0	360.8	65.9

注 前掲一柳論文による。

第3表 強戸村の自小作別農家数

	総数	自作	自小作	小作
M. 42	548	138	185	225
T. 11	675	99	241	335
S. 3	737	150	587	
S. 11	750	98	392	260

注 前掲一柳論文による。

必ずしも妥当ではない。高崎氏の論文は、前述した金原氏の体系を批判すべく書かれたものであるが、批判の視点をもっぱら「地方的党グループの存否」のみに求めていることに端的に示されるように、思想的イデオロギー的な分析に終始している。詳細な研究ではあるが、ある意味では本稿と全く対立する見解であるといえるかも知れない。一柳氏の論文に対する同じ批判(村政改

革の構造・機能の分析の不充分さと評価の仕方)はこの論文に対してもあてはまる。

1 小作農民の総結集と自治諸機関への進出

(a) 争議地の社会経済的条件

新田郡強戸村は群馬県の東部に位置を占め、足利・桐生・伊勢崎の機業地に接しており、県内では米作地帯に属する。争議前後の村の経済的条件を若干記しておこう(詳しくは前掲一柳論文参照)。

昭和初期には田約三三〇町歩、畑二一〇町歩であり、大正・昭和期を通じて桑園面積は急激に増加し、従ってまた養蚕業の発展は著しい(第1表)。自作地、小作地については、耕地の一貫した増大傾向の中で、小作地の増加と自作地の減少とを示し(第2表)、自小作別農家戸数では、自作層の若干の減少と自小作・小作層の増加が読みとれる(第3表)。昭和初期の耕地所

第4表 強戸村の耕地
所有別戸数

30町歩以上	1戸
10 " "	4
5 " "	20
3 " "	23
1 " "	82
5反歩 "	26
5反歩未満	203
計	359

注 『小作争議地に於ける農村事情の変化』(昭和3年)による。

有別戸数は、第4表のとおりであり、強戸村の「地主数」(第一次地主会会員)

は、後述するように一三一人であったから、一町歩以上耕地所有者計一三〇人が地主数にほぼ対応するものと推定される。村の生産価額は第5表のとおりである。工業収入がかなりの額を示しているのは主として織物によるものであり、工業収入の半ばを越える(明治四四年賃織収入三六、六〇三円)。村内の職業別戸数を見ると、大正一一年で総戸数八三〇戸、農業六七五戸、商工業一〇五戸であった。商工業が多いのは治良門橋駅付近が商店街になっていたことによるものである。

(b) 小作人組合の結成と村政への進出

明治末期における強戸村の地主小作関係は、「本村ニ於ケル地主小作人ノ關係ハ極メテ親睦ニシテ互ニ徳義ヲ重シ嘗テ紛擾ノ聲ヲ聞カス……小作人ニ對スル地主ノ權

第5表 強戸村生産額
(明治42年)

種類	総価額	百分比
農産物	157,564	44.0%
工産物	69,758	19.5
副産物	28,740	8.0
勞力	26,657	7.5
その他	75,071	21.0
合計	357,790	100.0

注 前掲『調査書』による。

力ハ強大ナリト雖モ地主ハ小作人ニ對シ慈愛心ヲ以テ應對スルヲ以テ兩者圓滿ヲ缺カス凶作ノ年柄ニアリテハ地主ハ減收ノ歩合ニ依リ小作料ヲ減免スル美風アリ」と言われ、いわ

ばきわめて「平和」などにもあるような農村であった。大正期に入って数度の小作料減免要求闘争があったが、こうした「強戸争議前史」が村秩序に如何なる影響を与えたかについては明らかではないが、大正一〇年以降の争議に直接つながるものとは考えられない。

ところで、大正一〇年以降の強戸農民運動の社会経済的条件は大正中期、第一次大戦中に形成された。強戸村の小作農民を闘争に立ちあがらせたものは次の四つの条件であった。

第一は、大正五年から施行された産米検査に対する不満である。この点については後述の農民組合長須永好が、

争議の遠因として「県施行の産米検査に対する不服（此の不服は二―三年来の不平なりしが、大正七、八、九年の好景気のため表面に表われざりしもの）」と述べているとおりである。

第二は不況。前節で述べた養蚕業の発展は戦後恐慌の影響を受けやすいものとした（繭価は大正八年に較べ一〇年には半分以上に下落した）。また、地理的に機業地帯に属していたことは、不況の影響を一層深めるものであった。この点については村内二番目の大地主岡部駒次郎の息子周治が「此の地方は桐生、足利等の機業地に近く農家にては殆ど全部賃織を副業となし、賃織は好景気の際は、一反一円五十銭にして、一日平均三反は織れる故婦女子にしても、一日三、四円を得る。従て汗水して働く農業が馬鹿らしくなり、一般に農業を嫌うの傾向を生ず（賃織は現今にては不景気のため一反二十五銭なり）」（傍点―引用者）という事実を争議の遠因として掲げている。

第三として、不作。「大正十年は夏中より晴天すくなく、地温ひくく米作減収ははやくよりつたへられたるに、唯一ののぞみであった登熟期が六十日の降りつづきとあ

って、農民の悲難(kara)は実にあはれであった。ことに豊作でさえ地主に半量以上をしぼりとられる小作農の不安はいっそうはなはだしかった」といわれるとおりであった。

しかしながら、不作は単に不作として結果↓闘争の条件になったのではない。闘争に立ちあがるためには次の第四の条件が不可欠であった。即ち小作人の思想の変化である。争議の指導者須永好は、若いころから社会主義の書物を読み、大正九年には、岐阜・愛知の小作争議の視察に行った。さらに、思想の変化は指導者にあつただけではない。前述したように「農業が馬鹿らしくなり」といい、さらに須永日記に「要さんは前田へあれだけ作って四俵とりたいたいと思っていたが、三俵一斗しかない。あれで肥料を二呎くれて草を刈って堆肥にしたのを十二籠もくれたんだ。小作料二俵二斗を差引くと肥料代位しかない。まるで手間と堆肥は手伝いだ」と記されたような、いわば「費用価格への目覚め」であった。

以上四つの条件を背景として、大正一〇年一月五日、強戸村小作人組合が須永好を組合長として結成された。詳細な経過については既に明らかにされているので、本稿では注目すべき二、三の点について記すに留める。

小作人組合が結成されるや、組合は村長を通じて、地主も交渉団体として地主団体をつくることを促し、地主側も諒解して岡部駒次郎を会長として、次の如き会則をもって強戸村地主会を発足させた。

「第一條 本會ハ強戸村地主會ト稱シ事務所ヲ強戸村役場ニ置ク

第二條 本會ハ本村内ニ小作地ヲ有スル地主ヲ以テ組織ス(以下省略)

第三條 本會ハ縣郡地主會指導ノ下ニ地主及小作者相互ノ利益ヲ増進シ及農事ノ改良發達ヲ計ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス

(一)地主小作者間ノ融和親善ヲ計ル事

(二)小作者ノ保護獎勵ニ關スル事項

(三)町村農會ト氣脈ヲ通シ農事ノ改良上ニ關シ施設ノ事業ヲ補助スルコト

(四)其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナルコト

(以下省略)¹⁰(傍點引用者)

以後大正一〇年の小作料減額争議をめぐって権力(警

察・内務省・県)の弾圧・調停・妥協強要・分裂工作等により、小作人組合内部でもかなり動揺を示すが、須永は組合の後退を「この後退は小作人の自由意志に非ずして警察力に依るものである¹¹」として、あくまで要求をまげず、結局大正一〇年の争議は小作人組合の要求であった三割軽減を貫徹する。

大正一〇年、須永はすでに争議の遠因を「資本主義の横暴に対する反感」として把握していた。それに対して、岡部周治は「単なる小作争議には非ずして、無産階級の有産階級に対する反対運動なりと思惟す¹²」と、両者共に視野の広い闘争に展開することを直感していた。初期の段階で早くも後の強戸争議の展開は感じ取られていたのである。

大正一一年小作料永久減額闘争が終結すると、農民組合(同年四月改称)は村農会に対して七〇〇円の補助金を要求した。大正一二年三月の農会総代選挙は農民組合の得票四七三、当選者一七、地主会の得票一九八、当選者八、で農民組合が圧勝した(詳しくは前掲「柳論文及『須永日記』参照)。大正一三年には新農会会則による協調委員会(後に小作調停委員会)が設置され、農民組

第6表 大正11年度強戸村県税賦課内訳

税目	徴収額	割合
地租	9,776.59	45.9%
戸数割	5,030.26	23.6%
営業種	601.82	2.8%
雑種	4,939.50	23.2%
売業営業税附加税	0.09	0%
国税営業税附加税	711.34	3.4%
所得税附加税	243.59	1.1%
計	21,293.19	100.0%

注 前掲「村勢一覽」による。

第7表 大正11年度強戸村村税賦課内訳

税目	徴収額	割合
地租附加税	4,925.00	20.9%
国税営業税附加税	882.22	3.7%
所得税附加税	552.93	2.3%
売業営業税附加税	15	0%
戸数割附加税	13,033.37	55.2%
県税営業税附加税	605.26	2.6%
県税雑種税附加税	3,632.49	15.3%
計	23,631.42	100.0%

注 前掲「村勢一覽」による。

合ベースで小作争議を解決する体制を築きあげる。

他方、須永は小作人組合が結成されたところから産業組合の設立を計画していた。その目的は「小作農民の生活上を計りつつ、農民組合の戦闘力を強大にし、その戦線を拡大し、而してその拠点とするにあつた」。

強戸村産業組合は大正一一年一月二月、農民組合によって作られた全国最初の産業組合として発足した。

村会に対する闘いは、大正一一年九月「大正一一年度、戸数割は地主に軽く小作に過重であるからその賦課方法

の説明を村長及び村会議員に要求⁽¹⁴⁾したのに対し、「村長

ハ村會議決ノ異議申立ハ既ニ其ノ期間三ヶ月経過後ナル

ニヨリ申立無効トナリトシテ之レヲ受付ケズ且ツ村會議

決ニ至ル内容ヲ説明セムカ却ツテ之レヲ端緒ニ問題ヲ惹

起スルヲ虞レ村會議員ニ對シテモ説明ノ必要ナシト命

ジ⁽¹⁵⁾組合の要求を拒絶したことによって始まった。小学

校児童の同盟休校、消防組合員の辞職で、四月に代った

ばかりの村長深沢和三郎は辞職におこまれた。五三〇

名の村税不納同盟が組織され、四一八名が県税の不納を

も行なった。

この闘争は組合側が矛を納めることによつて終結するが、ここで次の点に注目しておきたい。即ち戸数割賦課は県税の二五%を占め(第6表)戸数割附加税として村税総額の六〇%近くを占めるものであった(第7表)から、農民組合の村政への関心がまず戸数割賦課に向けられるのは当然であった(なお昭和二年以後県税戸数割は廃止される)。

戸数割のみならず村税賦課一般について、それ以後対立は継続した。たとえば、大正一二年には農民組合支部長会議で「村税追加賦課に関する件 雑種税賦課税は不当なるものとし抗議すること」と協議され、また大正一四年戸数割賦課標準の協議会に出席した須永は「案そのものが甚だ拙劣のため却下して改めて会議をなすこととして散会する」と記しており、従来の村当局の賦課体系は組合にとって受けいれえないものであることを示している。従って村税賦課のみからみても、農民組合の村会進出は必然であった。

新町村制下等級選挙制度廃止後、大正一四年五月六日に行なわれた村会議員選挙の結果は、農民組合側得票四四三、当選者九、地主会得票二一一、当選者三で、農民組合が圧勝した。その後一年半の間地主村長が続いたが、翌年一二月農民組合政治部長原島岡右衛門が村長となり、助役以下小使まで組合員で固めることよって「無産村政」は確立した。

2 村政改革の進展と村内諸層の動向

(a) 村政改革の展開

第8表 大字下強戸所得額評価

	大正11年度			昭和4年度		
	人数	所得額	割合	人数	所得額	割合
0 円	5	0	0%	78	0	0%
1—10	1	6	0	7	29	0.1
10—100	28	1,543	4.1	10	474	2.4
100—500	63	14,860	38.9	10	2,440	12.2
500—1,000	5	3,240	8.5	4	2,801	14.0
1,000 以上	9	18,639	48.5	5	14,241	71.3
計	111	38,289	100.0	114	19,985	100.0

注 大正11年は県税戸数割賦課表、昭和4年は村税戸数割賦課表による。円未満切捨

前節で農民組合の村執行機関・農会・産業組合への進出を記したが、自治諸機関奪取後の改革は如何に展開されたであろうか。村執行機関の改革からみよう。

前節でみたとおり、戸数割賦課が農民組合と地主との間の基本的な対立点の一つであり、村

執行機関への進出を必然たらしめた最大の契機であったから、農民組合村政がまず戸数割賦課体系の検討に着手したのは当然であった。資料の存在状況により完璧を期

し難いが大正一一年度と昭和四年度の戸数割賦課の検討から着手しよう。

第8表は戸数割賦課基準の一つである所得額の評価(強戸村の場合、所得額による賦課と資産状況による賦課との比率はほぼ六対四の割合である)を大字下強戸について集計したものである。大正一一年度に所得額〇と評価されたものは一一一人中五人に過ぎなかったのに対して、昭和四年度には一一四人中七八名を数えた。大字総所得額に占める上位九人の所得額合計の割合は四八・五%から八五・三%に引き上げられた。ことに村内二番目の地主岡部駒次郎の所得額は、大字総所得額が大正一年の三万八千余円から昭和四年一万九千余円へと減額評価されたにもかかわらず、四七七〇余円から七一五六円へと五六%も評価が増額された(村当局は所得額を綿密に調査した。しかし従来所得額評価のままでも、全体の評価所得額が徹底的に引下げられたのであるから負担は倍増することになる。第9表は村税戸数割中

第9表 村税戸数割所得額1円につき税額

	税 額
T. 11	2銭9厘9毛
S. 4	7 0 4
10	2 4 4
11	9 3 2

の所得額評価のままでも、全体の評価所得額が徹底的に引下げられたのであるから負担は倍増することになる。第9表は村税戸数割中

第10表 隣村と比較した村税戸数割負担

	総 戸 数	一円未満戸数	10銭未満戸数
強戸村	828	388	308
綿打村	929	0	0
太田町	1,418	34	2

注 昭和3年度の数字。小野武夫編『農村問題事典』「強戸村」の項による。

「所得額に対する賦課」を示したものである。所得額一円に対する賦課は二倍以上に引上げられた——昭和一〇年については後述)。戸数割賦課のもう一つの基準である資産状況の評価についても変化がみられるが、所得額評価ほど決定的なものではない。

以上のように賦課基準が徹底的に変更された結果、小作・自作・自作・地主諸層の各々について村税戸数割賦課はどのように変わったであろうか。小作・自作層の戸数割負担が引下げられたことについてはさきの所得額評価の変化から推測されるが、第10表が示す如く、強戸村においては、戸数割負担一円未満の戸数が総戸数の八割余を数えたことを見れば明らかである。小作農の戸数割負担が徹底的に引下げられたのは当然であった。強戸村の小作料は、

第 13 表 大字下強戸小作田所有反別と村税戸数割負担
() は評価所得額

	所有小作田	T. 11	S. 4
	反	円	円
岡部駒次郎	114.9	(4,470) 254.15	(7,156) 689.26
岡部幸一郎	94.5	(3,799) 223.68	(2,016) 344.79
岡部彦平	61.7	(2,500) 149.79	(2,385) 401.90
関根源八郎	37.0	(1,306) 87.88	(1,583) 149.94
岡部初寿	32.0	(2,134) 103.17	(928) 95.33
岡部林次郎	24.5	(945) 63.60	(531) 40.38
岡部一三	23.9	(1,141) 82.97	(296) 20.83
関根幾太郎	16.7	(1,049) 66.30	(605) 90.59
大沢照弾	14.2	(392) 15.37	(404) 28.44
大谷茂三郎	13.4	(1,042) 55.55	(737) 68.88
川鍋金一郎	12.8	(731) 49.06	(0) 0.30
岡部虎次郎	7.0	(211) 22.31	(177) 17.46
岡部栄吉	3.8	(510) 34.35	(315) 22.17
大谷棟四郎	3.7	(554) 35.49	(255) 24.99
関根忠市	1.9	(32) 4.45	(0) 0.84

注 所有小作田は岡部家文書、T. 11 年村税戸数割は第 11 表の方法により推定。S. 4 は村税戸数割賦課表による。所有小作田は畝未満切捨。評価所得額は円未満切捨。

は七銭の奨励金が出され金庫税、軌道税は約三倍化され、家屋税附加税、自転車税は法律の許す極限までおしきげられた⁽¹⁹⁾(昭和一〇年には家屋税附加税が本税一円に付五〇銭、雑種税附加税中自転車・荷台車・牛馬車等については同五〇銭であったのに対し、電柱・鉄塔・軌道・

金庫については同二円の村税が課された)。以上が農民組合村政による村税賦課体系のほぼ全体像である。この賦課体系は小作貧農に対してのみ利益をもたらしたのではなく、全耕作農民に対して利益をもたらすものであった。農民組合村政において地主が収奪されたというとき、小作料収取及び配当・利子の収取部分が収奪されたのである(ちなみに明治四二年強戸村取得総額五万二千余円中、小作料によるもの三万五千余円、配当利子によるもの一万六千余円であった―前掲『調査書』による)。岡部駒次郎が口ぐせのように「須永好に財産を半分減らされた」と言っていたといわれるのは、第一にはこのような村税体系に基づいていたのである。(こうした村税収奪からのがれるために、昭和六年には村内の二大地主深沢和三郎と岡部駒次郎が隣村に転出する。ついでながら、岡部転出後、息子周治が自ら作成した所得額は第 14 表のとおりである。自作による所得を差引けば村当局の評価所得二五二円とほぼ一致する。この所得額に対して一六二円余の村税戸数割が課された)。

第 14 表 岡部周治の昭和 7 年度所得額

種 目	数 量	所得額	比 率
田 貸 付	5 反 1 畝	95.81	23.9 %
畑 貸 付	4 畝	2.40	
宅 地	145 坪	9.75	
田 自 作	9 反	136.14	38.7
畑 自 作	1 反 3 畝	10.59	
畑 小 作	5 反	13.00	
春 蚕	12 枚	16.00	37.4
山 林	1 町 1 反	0	
東武鉄道株式	20 株	45.00	
群馬銀行株式	200 株	124.00	
合 計		452.69	100.0

注 畝未満切捨。東武鉄道株式は家族岡部まさ分。岡部家文書による。

第 15 表 強戸村農会の会費賦課

	会費賦課率		金 額	
	会員割	地租割	会員割	地 租 割
T. 13	5 銭	27 銭	3910 円	1,771 20 円
14	5	27	3910	1,779 98
15	5	28	3910	1,843 15
S. 2	5	28	4250	1,858 31
3	5	31	4250	2,070 34

注 『強戸村小作争議の実情』による。なお会員割は 1 人当、地租割は地租 1 円当。

以上のように収取された村税は如何に支出されたであろうか（歳出総額は二万五千—三万円）。支出の面については充分な分析をなしうる資料は無いが、略記すると次のとおりである。即ち、前近代的な工事費寄附制を廃し、一切村費支弁とし、従来の土木費を三倍にした。就学奨励金（年四百円）が支出され、授業料に該当する義務寄附金（尋常科月額五〇銭・高等科一円）はこれを徹廃し、学校積立金（二千元）が設けられた。自主化され

ついてみよう。自主化された農会ではまず会費賦課方法が改革された。旧来の会員割一戸当り四七銭は五銭に引下げられ、地租割が引上げられた（第 15 表）。支出面では、全支出の二—三割を占める奨励費に特徴がみられる。農民組合によって設立された産業組合には毎年五百円の補助金が与えられ、同じく農民組合が中心となって設立した養鶏組合にも奨励費が与えられた（第 16 表）。また農業労働の最低賃金が決定された。以上のように農民組

た農会には補助金が与えられ、戸数割平均額以下（昭和七年で八六三戸中七一五戸）の現役兵の家族に対しては入営兵士家族補給金（年四百円）を支給した。⁽²⁰⁾ 会議費（無給であった）村会議員に対する費用弁償も引上げられた。失業救済事業資金は資産無き者にも借りられるように規定が改正された。

次に、自主化された農会に

第 16 表 農會事業費中奨励費

	S. 2	S. 5
養鶏組合奨励費	0	200
農業組合 "	51	0
副業組合 "	100	0
産業組合 "	500	500
穀物検査 "	0	155
採種圃 "	100	80
桑園改良 "	—	10
合計	751	945

注 強戸村農各年度予算書による。円未満切捨。

が「未收代金の甚だ多きは他に其例尠く、例へば昭和元年の如き……購買代金の四割二分強が未收の状態であるが……未收代金の徴収に對して寛大なることは假

合ベースで農會が運営された結果「地主側ハ同村農會ノ事業ハ小作者側ニ偏スルモノニシテ地主ニ不利ナリトシ之カ脱會ヲ爲サムトシテ縣及農林省ニ陳情」することになった。
村政改革について最後に産業組合の活動をみよう。組合構成員は四七〇名前後で、ほぼ農民組合の構成員と重なりあったものと思われる（但し非組合員との取引もかなりあった―産業組合書記高橋徳次郎氏談）。産業組合は、一方において購売販賣事業によって商品生産農民の利益を増進し、さらには商品生産を促進し（第17表は購賣販賣事業の概要である）、他方、協働会の松村勝次郎

第 17 表 産業組合購買・販売主要品目

品目	販 売		購 買	
	金 額	数 量	品 目	金 額
米	3,944	108石	配合肥料	8,461
小麦	1,457	78石	種子類	135
繩	14	469石	清 酒	426

注 『強戸村小作争議の実情』による。昭和元年の数字。円未満切捨。

こうして商品生産は農民組合によって促進せられ、また商品生産農民としての利害は農民組合によって代表された。農民組合が商品生産農民（小作・自小作に限らず勤労農民一般）の利益を擁護するものとして機能する以上、勤労農民の利益に反するものに対して反対運動を展開するのは、当

令一時的にもせよ貧農階級を救護するには相違ない……と言った如く掛売を容認することによって貧農層の生活を保証するものとして機能した。商品生産の展開を促進する方策としては、単に狭義の産業組合に限らず、養豚組合（昭和三、四年頃）、養鶏組合（昭和三年）が設立され、昭和九年にはアンゴラ兎飼育組合が発足した（養鶏組合・養豚組合の飼料その他は産業組合を通して購入され、財売もまた産業組合を通して行なわれた―高橋氏談）。

然のことであつた。それが官制的乃至地主的な「新田郡蓄産組合」に対する反対運動としてあらわれる。昭和三年に設立の動きが始まった新田郡蓄産組合の規約の主要条項は次のとおりである。

「群馬県新田郡蓄産組合定款

第一條 本組合ハ牛馬豚の改良發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五條 本組合ノ區域ハ強戸村ヲ除キタル新田郡一圓トシ(以下略)

第十條 組合有種畜ノ配付、貸付又ハ寄託ヲ受ケタル組合員ハ組合ノ定ムル條件ニ依リ種付又ハ蕃殖ヲ爲スノ義務アルモノトス

第十六條 寄託シタル牝畜ノ仔畜ハ組合長ニ於テ適當ト認ムル時期ニ達シタルトキハ組合ニ於テ之ヲ賣拂ヒ又ハ評價ヲ爲シ受託者ニ對シ其實拂價額ノ二分ノ一ヲ交付ス

第四十六條 役員及議員ハ名譽職トス

役員ニハ報酬又ハ賞與ヲ、組合員ニアラサル者ヨリ選舉シタル組合長又ハ組合副長ニハ給料又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得(傍點—引用者)

このうち第十六条と第四十六条とが農民組合にとって容認し難いものだったと思われる(反対闘争は昭和三年八月頃展開された。「須永日記」八月一五日の項には、「新田郡蓄産組合設立反対協議会を開く……利権屋の手先を暴露し、反対決議をし、反対期成同盟を組織して散会した」とある)。その後、強戸村は昭和一一年まで郡蓄産組合への加入を拒否し続けた。

このような産業組合、蓄産組合等の商品生産を擁護及び促進する活動によって、生産の側面からも強戸農民は豊かにされた。こうした活動によって、たとえば村内の鶏数は大正十年の二、六五九から昭和二年の九、三〇〇へと激増を示した(第18表)。そのほか、須永をはじめとして農民組合の生産活動は広汎にわたり、勤労農民全体にとって重要な意義を有するものであった(『日記』の中から二、三の例をあげれば、未払蘭代支払交渉、各地の農事試験場視察、養蚕講話等々)。

以上の如く展開された産業組合活動Ⅱ商品生産の促進Ⅱ直接生産者の生産上昇は、農民組合の分裂を阻止する要因として作用した。なぜなら、地主からの土地引上の脅迫によって最も打撃を受けるのは経済的に弱い下層小

第 18 表 強戸村家畜数の推移

	牛	馬	鶏	豚
M. 42	10	179	1,341	6
T. 10	13	195	2,659	135
S. 2	20	199	9,300	173

注 M. 42, S. 2 は前掲一柳論文, T. 10 は『日記』による。

第 19 表 農民組合残留者と脱退者の年収

		0~500円	500~1,000	1,000~1,500	1,500以上	計
残留者	戸数 (a)	0	8	6	0	14
	収入合計 (b)	—	6,003	6,938	—	12,941
	b/a	—	750	1,150	—	935
脱退者	戸数 (a)	1	12	2	1	16
	収入合計 (b)	411	9,592	2,290	1,569	13,862
	b/a	411	798	1,145	1,569	868

注 県議会図書室蔵「自作農創設予定者実地調査」「自作農貸付」綴と岡部、須永両家の昭和8年村議選資料をつきあわせて作成。
社大党への投票確定者 14 人, 自治会への投票確定者 12, 未確定者 4 計 16 人についての集計。

第 20 表 農民組合残留者と脱退者の収入内訳

		農業	兼業	副業	労賃	その他	農外収入計
残留者	戸数 (a)	14	5	6	3	4	14
	収入合計 (b)	10,398	654	825	750	314	2,543
	b/a	745	130	137	250	79	182
脱退者	戸数 (a)	16	8	6	1	9	16
	収入合計 (b)	11,700	1,030	180	150	802	2,162
	b/a	732	129	30	150	89	135

注 第 19 表と同一方法で作成。

作人であり、従って分裂は下層から始まるものだったからである。⁽²²⁾
第 19 表は、最後まで農民組合に留まった小作人(含自小作)と組合から脱退した小作人の年収を示したものである。傾向としては、最後まで農民組合に留まった小作人の収入は脱退小作人の収入より多い。さらに、それぞれの小作人の年収の内訳を示したのが第 20 表である。副業収入と労賃収入の違いによって農外収入の

第 21 表 農民組合残留者と脱退者の家畜飼育

		牛	馬	豚	鶏	兎
残留者	戸数 (a)	1	4	2	4	1
	家畜数 (b)	1	4	5	340	20
	b/a	1	1	2.5	85	20
脱退者	戸数 (a)	0	4	2	3	0
	家畜数 (b)	0	4	3	38	0
	b/a	0	1	1.5	13	0

注 第 19 表と同一方法で作成。

総収入に占める金額は組合に留まりえた小作人の方が一戸当り平均四七円多い。このうち副業収入の差は家畜飼育状況の差に基づくものであった。それを示したのが第21表である。農民組合に留まった小作人の飼育数の多さは一目瞭然である。しかも、ここに示した数字は、いずれもほぼ昭和

生産者の負担軽減と生産上昇のために支出された。自作地主層にとっても、村税戸数割、入頭税的な諸負担が軽減されたのであるから、農会費地租割の増徴（強戸村の全村平均地租は反当り田一、六四円、畑〇、六六円であったから、例えば三町歩の耕地所有者で農会費の地租割は大正一〇年ごろに較べて昭和六、七年ごろには、七、八円前後の増徴になる）を考慮に入れても、村政改革の進展は不利益なものではなかった。

(b) 村内諸勢力の動向

一〇年以降の資料に基づいて作成したものであるが、昭和恐慌が商品生産に与えた打撃を考慮すれば、それ以前においてはこの関係はより明瞭にあらわれたのではないかと思われる。このことは商品生産を促進することが分裂阻止の条件たりえたことを示している。

広義の村政改革は以上のように展開され、基本的には「自作部分によらない収得」が地主から収奪され、直接

村政改革の進展は、村内諸勢力の動きをどのように規定したであろうか。まず自作農の動きからみよう。自作農は中立的な色彩が強く、動きは微妙なものであったが、村農会内の調停委員中自作委員の動きは次の如く報告されている。即ち「村農會ノ機關カ既ニ小作人ノ手ニ收メラレ居ル状態ナルニヨリ、同調停委員推薦ノ内容ハ小作人側委員ハ各支部ニ於ケル組合幹部ヲ以テ委員トナシシレニ地主側並自作側ノ委員ヲ合シテ小作側ト同數ト爲ス爲地主、小作側兩者ノ間ニ意見ヲ異ニシタル場合ニ於テハ自作側委員ハ勢力上、自然小作側ノ意見ニ贊シ、以テ調停

委員會ノ意見トシテ決定セラレ⁽²³⁾」云々(停点―引用者)と。

地主に対する村政改革の影響は深刻であった。大正一〇年、全村的な小作争議の勃発と共に「小作者トノ融和親善ヲ計リ兼テ小作者ノ保護奨励ヲ為サムトスル目的ヲ以テ組織セラレタ」地主会のその後の活動については詳らかでないが、大正一三年には、結束は事実上崩壊していた。例えば、地主・小作間の対立が最も厳しかった大字の一つである下強戸については、「下強戸地主一二名中一地主某ハ右ノ(二割減額―引用者注)要求ヲ受ケタル後直チニ二割減ヲ聲明シ地主間ノ申合セヲ無視セリ茲ニ於テ地主ノ結束破レ小作人側ハ前期地主某ヲ標準トシテ他地主ニ向ツテ同様ニ割減額ヲ要求シ漸次之レヲ承認シ大部分解決セルガ岡部某ノミハ之レガ要求ニ應ゼズ⁽²⁴⁾」と報告されている。その後大正一四年頃までゆるい団体としては存続したかも知れない。いずれにしても、大正一四年村政が農民組合に掌握されて以後は既述の如き村政体系が形成されたのであるから、自作によって存立する地主と、小作料及び配当・利子収入によって存立する地主との利害は単に一致しなかったというに留まらず、

対立する側面さえもつていた。したがって第一次地主会の分裂・崩壊はもはやとどめうべくもなかった。

第一次地主会が崩壊した後、昭和二年一月二五日地主会再建準備会が大字下強戸の地主を中心として開かれたが、地主会再建をめぐって「地主中ニモ硬軟二派ニ分レ軟派ハ此際如斯反動組合ノ設立ハ益々小作側ノ氣勢ヲ煽ル因ナレハトノ反對者モアリ何レニモ決セサルナリ⁽²⁵⁾」という有様であった。しかしながら、ともかくも翌月六日岡部幸一郎を会長として地主会は再建された。再建された地主会は第一次地主会にくらべて階級の本質をむき出しにしたものであった。その規約は次のとおりである。

「強戸村地主會々則

第二條 本會ハ本村内ニ耕地ヲ所有スル地主ヲ以テ組織ス

但地主ト雖モ本會ノ目的ニ反スル行為ヲナス者ハ役員會ノ決議ヲ以テ入會ヲ拒絶シ又ハ會員ニシテ之レト同一ノ行動ヲナス者ハ除名スルコトアルベシ

第三條 本會ハ地主間ノ親善ト農事ノ發達ヲ計リ且ツ地主ノ權利ヲ擁護スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、會員互助ノ途ヲ講スル事
 二、自作農ヲ契勵スルコト

三、會員中農事ニ關スル紛議若クハ争鬭等起リタル場

合ハ之レカ援助ニ勉メ且助勢慰安ノ途ヲ講スル事

四、農事ニ關スル講演又ハ講話會ヲ開催スルコト

五、農事ニ關スル法規ノ研究ヲナス事

六、其他本會ノタメ必要ト認ムル事業⁽²⁶⁾

(傍點—引用者)

再建当時會員数が六八名と、第一次地主会のほぼ半数であったことは地主組織として純化されたことを意味した。

ところで、再建地主会に入会しなかつた地主はどのような動きを示したであろうか。大字西長岡は典型的なパターンを示しているといえよう。というのは、該大字には再建された地主会に入会した者は全くなかつたからである。西長岡の昭和三年における小作料改定(永久減額要求)闘争において、字内査定委員一〇名(小作者五名自作兼地主五名)によって査定された小作料改定(三割五分乃至四割減額)に対して、「西長岡大字内地主ハ長岡寺外自作兼地主程度ナルヲ以テ、前記ノ査定ニ應ジタ

第 22 表 昭和 2 年強戸村農会
 総代選挙

		前回比増減	
有 権 者 有 効 投 票 棄 権 無 効		836	+54
		705	+34
		116	
農 民 組 合	当 選 得 票	18	+ 1
		509	+36
地 主	当 選 得 票	7	- 1
		196	- 2

注 地主 7 名には中立 2 名を含む。前掲一柳論文による。

ルニヨリ小作人ハ大字外ナル本件地主ニ對シテモ同様査定小作料ノ實行ヲ要求セリ、然ルニ同部落ハ元來不在地主ノ所有地多クシテ此等ノ地主ハ前記査定問題ニ何等關與セズ、其ノ査定小作料ハ他大字ニ比シ著シク低額不均衡ノモノナリト主張シテ、小作人ノ要求ニ應⁽²⁷⁾セズ」といった状況であつて、地主内部における各層の動きの違いを端的に表明していた。

このような村内の流動化を背景として、農民組合の圧倒期昭和二年三月に行なわれた村農会総代選挙では、次節に述べる如く組合員の部分的脱落があつたにもかかわ

らず、農民組合が圧勝し(第22表)。「注目すべきは、投票状況の中で、有権者八三六の中棄権が一一六、無効一五の計一三二を出していることで、ことに地主側に多かつた点である」といわれ、小地主層を中立化乃至部分的には農民組合側にひき入れることに成功した。(未完)

- (1) (2) 金原前掲書二六九―七〇頁。
- (3) 大島清「農民運動史の段階区分」(農民運動史研究会前掲書一九三頁)。
- (4) 農民運動史研究会前掲書九二三頁。
- (5) 『群馬県農会村是調査書』強戸村之部一八九頁。
- (6) (7) 「小作争議を起すまで」(『建設者』大正一一年一月)。
- (8) 一柳前掲論文九二九頁。
- (9) 『須永好日記』大正一〇年一〇月二〇日の項。尚同年九月二二日の項参照。
- (10) 群馬県県庁「大正十五年小作調停」綴。
- (11) 菊地光好「須永好」(『近世群馬の人々』①)所収)。
- (12) 前掲『建設者』。
- (13) 菊地光好前掲論文。
- (14) 『日記』大正一一年九月四日の項。

- (15) 群馬県内務部前掲書一〇頁。
- (16) 『日記』大正一二年一月一日の項。
- (17) 同前大正一四年五月四日の項。
- (18) 前述したとうり戸数割賦課をめぐって対立した年である。尚本稿の村税戸数割賦課は大正一一年度県税戸数割賦課表から推定算出した。
- (19) (20) 前掲高崎論文及び松村論文による。
- (21) 協調会『小作争議地における農村事情の変化』昭和三年。
- (22) この点については西田美昭「小農経営の発展と小作争議——新潟県〈三升米事件〉を中心として——」(『土地制度史学』三八号)参照。強戸村の場合、最貧部落大字太田が早期に部落ごと組合から脱退するのはこうした分裂の論理を示す。
- (23) 群馬県内務部前掲書二二二頁。
- (24) 同前二〇頁。
- (25) 群馬県県庁「昭和二年小作資料」綴。
- (26) 群馬県内務部前掲書一七七一―八頁。
- (27) 同前一三六頁。
- (28) 「小作争議の歴史」(未定稿)。

(一橋大学大学院博士課程)